

平成29年度当初予算編成方針について

1 本市を取り巻く状況（経済状況と国の動向）

内閣府が公表した10月の月例経済報告によれば、我が国経済の基調判断は、「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。」とする一方、「中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。」としています。

こうした中、国は平成29年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について、「経済財政運営と改革の基本方針2016」（以下「基本方針2016」という。）を踏まえ、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしています。

また、地方については、地方創生の深化を推進するとして一方で、国庫支出金に政策目的の達成度を評価する「パフォーマンス指標」を設定し、配分にメリハリをつけるとしたほか、先進的に歳出効率化に取り組む自治体の経費水準を地方交付税の算定に反映する「トップランナー方式」の段階的導入など、地方財政に係る制度の改革を進めることとしています。

本市においても、こうした経済状況や国の施策の動向など、市の行財政運営に影響を与える環境の変化に的確に対応する必要があります。

2 本市の財政状況と今後の見通し

平成27年度決算においては、前年度と比べると、歳入では、歳入の根幹を成す市税が減少したものの、地方消費税交付金の増加により経常一般財源総額は増加しました。一方、歳出では、公債費が減少したものの、扶助費は約10%の高い伸び率で、決算額が96億円を超えたため義務的経費が増加したほか、経常的な物件費も3億円近く増加しており、財政の硬直化が進んでいます。

平成27年度決算を財政指標から見ると、財政力指数や財政運営の健全性や将来の安定性を表す財政健全化指標は良好な水準を維持しているものの、財政の弾力性を表す経常収支比率は94.7%と依然として高い水準にある状況です。

さらに、中・長期的には合併に伴う地方交付税の優遇措置の逡減に加え、生産年齢人口の減少による税収の落ち込み、高齢化の進展に伴う社会保障費の増加、既存公共施設の更新・長寿命化対策経費の増加が予測されることから、安定的な市民サービスの維持や活力あるまちづくりを行うためには、事業の「選択と集中」により

効果的な予算配分と、効率的な事業執行を図り、社会の変化に対応した持続可能な財政運営を確立していく必要があります。

3 予算編成方針

平成29年度は、まちづくりの総合的な指針となる「第2次那須塩原市総合計画」の初年度であり、将来の活力ある発展に向けて新たな一步を踏み出す年となります。厳しい財政状況の中にあっても、財政の健全性に配慮しつつ、将来を見据え、明るい活力ある社会へと発展していくための施策を着実に推進していく必要があります。

この新たな総合計画に掲げた施策の推進にあたっては、「人が基本」という視点で、「那須塩原市に住み、生活するみなさんを一番に考える」を基本姿勢とすることから、

平成29年度の事務事業推進のキーワードを『市民優先』

とします。

予算編成に当たっては、「那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた目標の達成に向けて、「子育て環境の充実」「雇用の創出」「特色ある教育の推進」「快適な生活への支援」「交流の場の提供」などの重点施策を引き続き推進していくとともに、本市ならではの優位性や個性豊かな地域資源を生かした独自の施策を推進します。

また、中・長期的な課題に対する取組である、「未来を拓く子ども達の健やかな成長のために」「未来を創る地域産業の活性化のために」「未来に集う人々の活発な交流のために」「未来を守る災害対応力の強化のために」に関連する事業については、優先すべき施策として位置付け推進します。

あわせて、これらの活力ある発展を実現するため、これまで進めてきた行財政改革を一層推進するとともに、事業の優先順位を見直しつつ重点化を図っていく必要があります。

各部等においては、予算編成の原則（総計予算、通年予算など）を順守するとともに、これらの点を十分に勘案し、次の諸点に留意の上、予算要求してください。

第1 平成29年度は、「第2次那須塩原市総合計画」の初年度の予算となることから、同計画との整合を図ること。

第2 実施計画に計上された事業は、実施計画計上額を要求の限度額とし、徹底し

たコスト意識のもと優先順位、事業費等を精査するとともに、期待される効果を明らかにして要求すること。

第3 行政評価システムと連動した予算編成を行うことから、事務事業評価を行った事業は、評価結果を十分に踏まえて予算要求すること。

第4 新規事業や事業拡充を要求する場合は、原則として既存事業を廃止・抑制することにより財源を生み出すとともに、あらかじめ施策の数値目標や実施期間などを明確にすること。

なお、政策的判断の必要な事業は、市長と十分な協議を行い、庁内の意思決定手続きを経た上で要求すること。

第5 継続実施している既存事業や経常経費については、事業の廃止、縮小等を含め前例を踏襲することなく見直しを行い、経費の縮減を図ること。

また、「統一的な基準による地方公会計制度」の導入により行政コストの「見える化」を進めていること等を踏まえ、一層の業務効率化を図ること。

なお、経常経費については、原則として平成28年度当初予算を超える要求は認められない。

第6 限られた財源で活力ある発展に向けた施策展開を行うためには、事業の選択と集中が必要不可欠である。社会情勢の変化等を踏まえ、経常経費を含む全ての事業費の総点検を行うため、枠配分方式による予算配分を一旦廃止し、事業の必要性の再検証、執行実績に基づく金額の精査など、必要な経費を積み上げる「積上げ方式」による予算編成を行う。

第7 国の「経済・財政再生計画」が2年度目を迎え、その取り組みが本格化する中、国・県の補助事業についての動向・情報を的確に把握し、制度の新設、変更、廃止等について特に注意すること。なお、国の予算編成や地方財政対策の動向によっては、予算編成の弾力的な対応が必要となるので留意すること。

第8 事業財源を安易に一般財源に頼ることなく、導入可能な国・県補助金等を積極的に活用するなど、自らの事業は自らが財源確保するという意識を強く持って予算要求すること。

第9 資産の売却、貸付けなどを積極的に検討・実施し、自主財源の確保に努めること。

第10 県や周辺自治体、広域行政事務組合など、関係諸機関との協議が必要なものは、十分に調整の上要求すること。また、庁内の複数部門で推進する必要がある事業は、部門間の調整を十分に行い、相互の重複を避け、適切に要求すること。

第11 施策の実施に必要な予算漏れなどの不具合を是正するため、部長による予算の「再協議」を実施する。ただし、再協議は単に予算査定により減額された予算の再要求として行うものではないので留意すること。